

仕様書

1 件名

令和3年度下請取引適正化推進月間ポスターのデザイン及び印刷業務

2 目的

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請取引の適正化についての普及・啓発活動を集中的に行うこととしている。その活動の一環として、視覚に訴えかけるためにポスターを作成し、各所に掲示し広く周知することにより、下請取引の適正化について普及・啓発することを目的とする。

3 業務内容

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課（以下「企業取引課」という。）が指示する下記の仕様に基づき、ポスターをデザイン（PDFデータ含む。）し印刷する。

(1) デザイン

「**書面の交付義務**」というキャンペーン標語のテーマに基づき、異なる印象のデザイン案を3つ作成する。その上で、企業取引課と打合せ等を行いながら、最終的にデザインを1つ選定する。

デザインをする際は、写真又はイラストを用いてキャンペーン標語の上記テーマを連想しやすくするとともに、文字フォントやレイアウト等を工夫して、見やすく理解されやすい内容とし、併せて以下のアからオにも注意する。

ア 今年度の標語「**標語の決定は、7月初旬（予定）**」、「11月は下請取引適正化推進月間です」という一文及び「公正取引委員会」及び「中小企業庁」の名称、ロゴマーク、URL（ロゴマークはデータで入稿する。）、下請取引適正化推進月間に係るサイトにリンクするQRコード（QRコードはデータで入稿する。）を必ず含めること。

イ 今年度のキャンペーン標語のテーマに沿った内容とすること。

ウ ポスターを見た事業者が下請取引の適正化及び下請法遵守に取り組むことが必要であると認識し、行動に移すインセンティブを与えるような内容とすること。

エ 過去6年間のポスターのデザイン（別紙1参照）と似通っていない内容とすること。

オ A2判、B2判のそれぞれ縦置きで掲示することを前提とした内容とすること。

(2) 印刷

ア 仕上がり企画、部数

（ア）A2判、1、872部

なお、1、872部のうち1、852部については4つ折りをする。

（イ）B2判、20部

B2判は、折りたたまないものを作成する。

イ 用紙、色数

再生マットコート紙（菊版93.5kg） 4C／OC

※ グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合するものであること。ただし、グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

4 納入期限等

(1) 納入期限

令和3年9月3日（金）

[スケジュール]

7月26日（月）：デザイン案の提出期限

7月30日（金）：デザイン校正の開始

8月 6日（金）：デザイン決定

9月 3日（金）：印刷物、PDFデータ納入

(2) 納入物

ア 3(1)でデザインしたポスターのPDFデータ

イ 3(2)の印刷物

(3) 納入場所

ア 上記(2)アのPDFデータ……別途指定するメールアドレス

イ 上記(2)イの印刷物………別紙2のとおり

5 受注者の責務

(1) 受注者は、前記3の仕様に従い、原則として企業取引課から渡す資料を基に、ポスターをデザインすることとし、企業取引課は、これを監修するものとする。したがって、受注者は作成したデザイン案等について、企業取引課が必要な修正を求めるることを了承すること。また、受注者がデザイン作成過程において別途案を作成した場合には、その都度、企業取引課の了承を得ること。

その他、必要に応じて企業取引課が受注者に協議を求めるることを了承すること。

(2) 本件データ作成を円滑に行うため、受注者は窓口担当者を置くとともに、企業取引課と常時連絡が取れる体制をとること。

(3) 受注者は、企業取引課が不定期に開催する打合せ会等に参加すること。

(4) 電子入稿に対応できるメールアドレスの設置等の環境を整えること。

(5) ポスターのデザイン作成にあたるデザイナー等は、ウェブデザイン技能決定、DTPエキスパートなどの有資格者であり、企業取引課の求めにより、編集・デザインに関して技術的助言をすること。

(6) 原則として、内容の本機校正は2回とする。

ただし、内容の校正の回数は、必要に応じて最大4回程度まで増加することがある。

- (7) 本仕様書に定めのない事項については、企業取引課と協議して決定すること。
- (8) 一切の諸経費については、受注者において負担すること。

6 著作権等

- (1) 発注者が引渡しを受けた契約の目的物の著作権は、公正取引委員会に帰属する。
- (2) 公正取引委員会は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項各号に該当しない場合においても、その使用のために、本業務により作成される物件を改変し、また、任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、公正取引委員会の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）の権利を行使することができない。
- (4) 受注者は、本契約のために第三者が創作した著作物を使用する場合は、当該第三者が第28条（二次的著作物の利用に関する原著作権の権利）に定める著作権及び著作権人格権を公正取引委員会及び公正取引委員会が指定する者に対し、将来にわたり行使しないように措置を講じるとともに、講じた措置の内容を証する書面を成果物の引渡し前に企業取引課に提出するものとする。
- (5) 受注者は、公正取引委員会の書面による事前の承認を得た場合に限り、公正取引委員会の認める範囲内で成果物を利用することができるものとする。
- (6) 本件成果物に対し、公正取引委員会又は受注者が第三者との間で著作権等の知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら公正取引委員会の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。
なお、公正取引委員会及び受注者は当該紛争等の事実を知った時は、速やかに相手方に書面により通知するものとする。

7 機密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用を行わないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者の責めに帰す情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受注者が負担すること。
- (3) 前記(1)及び(2)については、前記4の納入期限後においても同様とする。

8 再委託の制限

- (1) 受注者は、この契約の履行の全部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、この契約の履行の一部を第三者に委託し又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲並びに再委託の必要性及び契約金額について記載した書面により公正取引委員会に申請し、承諾を得なければならない。

9 その他

本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、協議の上で決定する。

10 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和3年7月19日（月）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール

エ 提出書類

（ア）見積書（消費税込みの総額を明示。社印・代表者印の省略可）

（イ）資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

オ 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(2) その他

見積書の提出をもって別記「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

11 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話：03-3581-3375

以上

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。

過去6年間の月間ポスター(一覧)

別紙1

令和元年



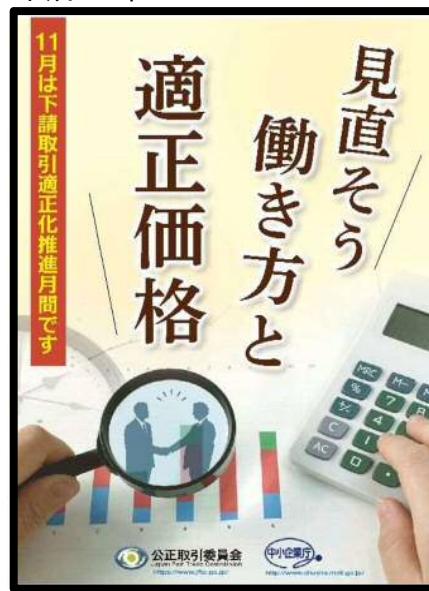
令和2年



平成29年



平成30年



平成27年



平成28年



公正取引委員会
令和3年度ポスター必要数

別紙2

使用部署	ポスター				納入先	
	A2判		B2判	合計		
	四つ折り	折りなし	折りなし			
本局 企業取引課	1,800	0	18	1,818	〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 地下2階の所定の棚, 13階 TEL:03-3581-3375	
本局 下請取引調査室	0	2	0	2	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 TEL:011-231-6300	
北海道事務所下請課	11	0	0	11	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8階 TEL:022-225-8420	
東北事務所下請課	4	3	0	7	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL:052-961-9424	
中部事務所下請課	22	0	2	24	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 TEL:06-6941-2176	
近畿中国四国事務所下請課	12	3	0	15	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 TEL:082-228-1501	
近畿中国四国事務所 中国支所下請課	0	5	0	5	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館8階 TEL:087-811-1758	
九州事務所下請課	3	3	0	6	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL:092-431-6032	
沖縄公正取引室	0	3	0	3	〒900-0006 那霸市おもろまち2-1-1 那霸第2地方合同庁舎2号館6階 TEL:098-866-0049	
計	1,852	20	20	1,892		